

相続と医業支援に注力し評価減を実現

相続税は更正請求できる。まずは「争族」を避けるべし



代表 税理士・行政書士 大場尚之
1973年生まれ。神奈川県鎌倉市出身。モットーは「生まれ故郷に尽くす」。

財産評価や提案業務でスピーディーに対応

当事務所は相続への関与と医業経営者の支援に特化した事務所です。相続に関与する際に心掛けているのは、まず相続税申告の初期段階では、業務を請け負ってから1カ月程度を目標に、スピーディーに財産評価をすることです。それを基に、各相続人に納税額の目安を提示します。

申告業務の中盤以降では、被相続人に配偶者がいる場合、配偶者からヒアリングをして、1次相続と2次相続を通算した形での税額をシミュ

レーションします。次に、税金面で最も有利となる分割方法を提案します。その上で「被相続人が望んだ形、及び相続人が望む分割案」をヒアリングして、税金面と遺産相続面の両者を掛け合わせた中で最良と思われる遺産分割案を提示します。

そして終盤では、相続人の間で同意を得た遺産分割案に基づき、遺産分割協議書と相続税申告書を作成します。さらには税理士が申告書の内容についての品質を保証する「税理士法第33条の2に規定する書面」を作成します。この書面を申告書に添付して税務署に提出することで、税

務調査を受ける可能性が低くなるようにしているのです。

3つの調査の徹底が節税効果を最大限に

事務所の強みとして挙げられるのは、「土地の評価額を1円でも下げるための努力を惜しまないこと」に力を入れていく点です。土地評価という観点からは、一筆の土地に対して毎回、①机上調査、②役所調査、③現地調査を必ず実施し、評価対象地が持つ問題を浮き彫りにして土地

評価減へとつなげていきます。

具体的な例を挙げると、神奈川県南部に複数の土地を所有していた被相続人の相続税申



セミナーでは「どのように伝えれば、相続人に理解してもらえるか」を追求している。

告で、相続税の計算上の土地の評価額を1億円から5億円にまで減らしたことがあります。依頼者は何人かの税理士に相談していたようですが、全員の評価額が判で押したように1億円だったそうです。その理由は、土地の資料を見ただけで判断してしまっていたためです。私が評価減を実現できたのは、必要に応じて何度も3調査（机上調査、役所調査、現地調査）を繰り返したからにほかなりません。

最大の失敗は税金の納め過ぎではない

たとえ税金を納め過ぎてても、法定申告期限から5年以内はその事実が気が付くことができれば「更正の請求」という手続きを踏むことでリカバリーできます。そのため当事務所が考える「相続税申告における最大の失敗」は、税金の納め過ぎではなく、親族同士が争いとなる「争族」です。これは簡単にリカバリーでき

る問題ではありません。

相続では「争族」にならないことが何よりも大切です。被相続人の存命中に相続について相続人と一緒に考える時間を持つことが、争族を回避するための何よりの秘訣です。当事務所は遺産分割協議がまとまらなかった際のデメリットについて、被相続人と相続人に対し、相続が発生する前にきちんと説明します。まずはご相談いただければと思います。

代表者 ●大場尚之
設立 ●2015年4月
所属 ●東京地方税理士会所属（鎌倉支部 厚生副部長）、TKC全国会 神奈川県会 湘南支部副支部長
職員数 ●3人
所在地 ●〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比が浜3-5-11 由比が浜HALE101
TEL ●0467-39-6272
URL ●<https://yuigahama.tkcnf.com>
●<https://souzokuzei-kamakura.com>
●<https://iryohojin-support.com>